

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十七号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項本文中「には」を「には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」に、「百分の七十」を「百分の百以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第八条の見出し中「の種類」を削り、同条中「である派遣職員には」の下に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する  
 条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p><b>第四条</b> 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。</p> <p>2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。</p> <p>3 略</p> <p>（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与）</p> <p><b>第八条</b> 企業職員又は現業職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p><b>第四条</b> 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</p> <p>3 略</p> <p>（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p><b>第八条</b> 企業職員又は現業職員である派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認め</p>

改正後	改正前
<p>           勉手当を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。         </p>	<p>           られるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。         </p>